令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月 広島国税局

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

Ⅱ 参考計表

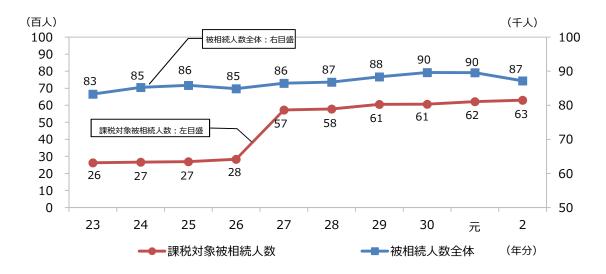
- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

令和 2 年分における被相続人数(死亡者数)は 87,190 人(前年対比 97.3%)でした。 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 6,300 人(同 101.3%)で、その課税価格の総額は 7,109 億円(同 100.9%)、申告税額の総額は 690 億円(同 93.1%)でした。

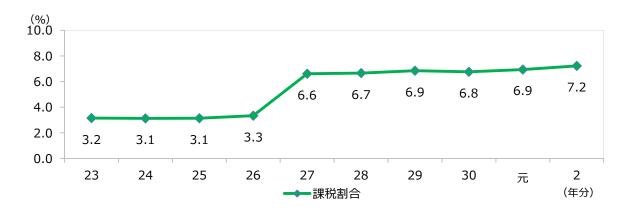
		年分等	令和元年	^{注1)} 丰分	令和 2	^(注1) 年分	対前年	F比
1	被相約	(注2) 売人数(死亡者数)	89	人 ,577	87	人 7,190	•	97.3
2		目続税の申告書 出に係る被相続人数	外 1,323 6	人 ,220	外 1,296	,300	外 98.0 1 (01.3
3		課税割合 (②/①)		% 6.9		% 7.2		ポイント
4	相紛	相続税の納税者である 相続人数		,206	13	人 3,351	10	% 01.1
(5)		^(注3) 課税価格	外 731 7	^{億円} ,046	外 725 -	^{億円} 7,109	外 99.2 1 (00.9
6		税額		億円 741		^{億円}	(93.1
7	1被相待	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,525 11	_{万円} ,328	外 5,594 1 :	_{万円} 1,284	外 101.2	99.6
8	た た り 人	税額 (⑥/②)	1	_{万円} ,1 91	-	^{万円} 1,095	9	91.9

- (注) 1 令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日まで、令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 2 年 11 月 2 日、令和 2 年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 3 年 11 月 1 日となる。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移





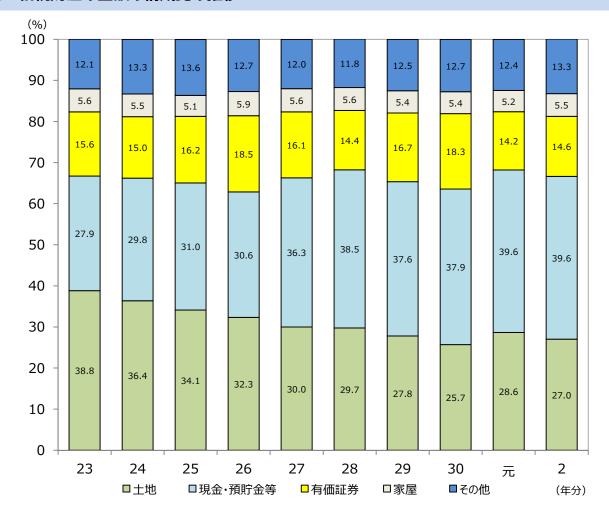
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

(単位:億円)

項目 年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成23年	1,865	269	751	1,341	580	4,805
24	1,685	255	693	1,382	616	4,631
25	1,581	237	751	1,435	633	4,636
26	1,637	298	940	1,549	645	5,068
27	2,045	384	1,095	2,475	820	6,819
28	2,012	379	977	2,604	793	6,765
29	2,096	409	1,258	2,830	943	7,536
30	1,870	390	1,335	2,758	928	7,281
令和元年	2,115	383	1,046	2,921	919	7,384
2	2,020	413	1,094	2,956	992	7,475

(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



令和2年分 相続税の申告事績の概要

(県別計表)

令和3年12月 広島国税局

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

Ⅱ 参考計表

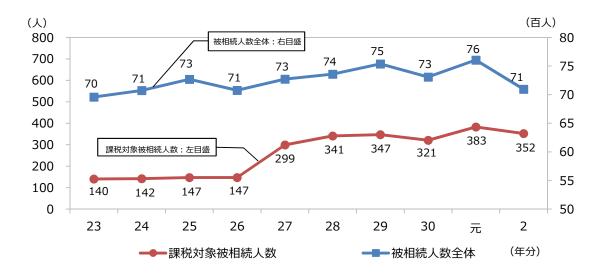
- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

【鳥取県】

項		年分等	令和元	^(注1) 年分	令和	^(注1) 2年分	対前年	≢比
1	被相終	(注2) 売人数(死亡者数)		人 7,605		人 7,096	,	% 93.3
2		目続税の申告書 出に係る被相続人数	外 66	383	外 60	人 352	外 90.9	% 91.9
3	課税割合 (②/①)			% 5.0		5.0		ポイント
4	相続税の納税者である 相続人数			人 823		人 733		% 89.1
(5)		(注3) 課税価格	外 37	億円 427	外 34	億円 361	外 91.9	% 84.5
6		税額		億円 35		億円 29		% 82.9
7	1 _被 人 相 当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,606 1	万円 1,149	外 5,66	万円 7 10,256	外 101.1	% 92.0
8	た た り 人	税額 (⑥/②)		万円 914		万円 824		% 90.2

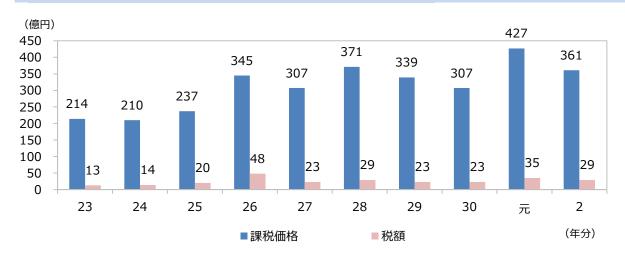
- (注) 1 令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日まで、令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 2 年 11 月 2 日、令和 2 年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 3 年 11 月 1 日となる。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移





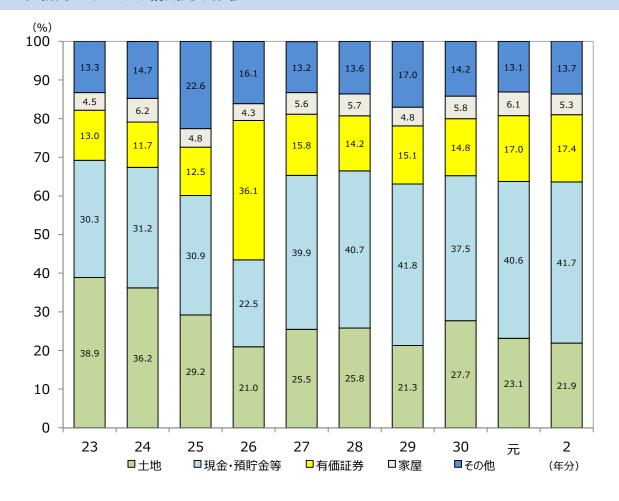
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

(単位:億円)

						(十四:1013)
項目年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成23年	86	10	29	67	29	220
24	83	14	27	71	33	228
25	72	12	31	76	55	245
26	77	16	133	83	60	369
27	83	18	52	130	43	326
28	102	22	56	160	54	394
29	75	17	53	147	60	352
30	90	19	48	122	46	325
令和元年	106	28	78	186	60	458
2	82	20	65	156	51	374

(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移

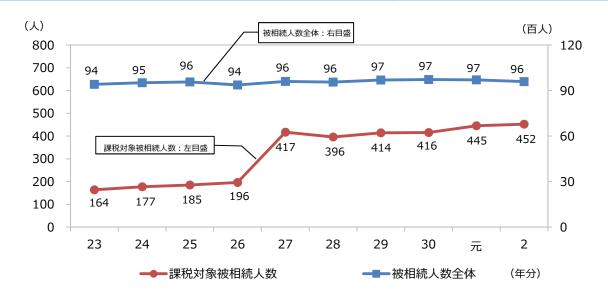


【島根県】

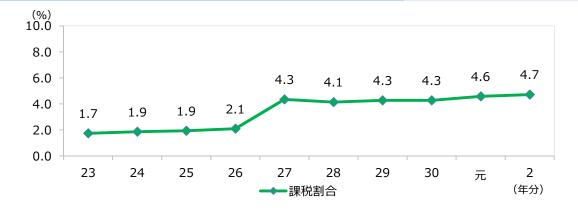
項		年分等	令和元	^(注1) 年分	令和	^(注1) 2年分	対前年比
1	(注2) 被相続人数(死亡者数)			人 9,710		9,585	98.7
2		相続税の申告書 の提出に係る被相続人数		人 445	外 90	人 452	% 外 83.3 101.6
3	課税割合 (②/①)			% 4.6		% 4.7	ポイント 0.1
4	相続税の納税者である 相続人数			人 939		人 974	103.7
(5)		(注3) 課税価格	外 60	^{億円} 456	外 51	^{億円} 501	% 外 85.0 109.9
6		税額		億円 37		億円 52	% 140.5
7	1 被 人 相 当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,556 1	^{万円} 0,247	外 5,66	万円 7 11,084	% 外 102.0 108.2
8	た り 人	税額 (⑥/②)		万円 831		万円 1,150	% 138.4

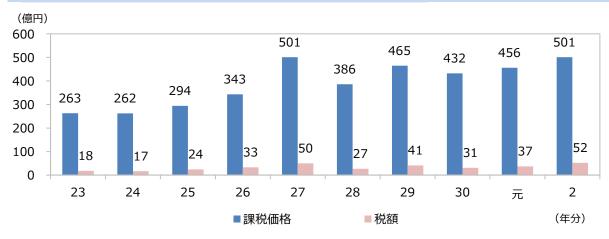
- (注) 1 令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日まで、令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 2 年 11 月 2 日、令和 2 年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 3 年 11 月 1 日となる。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移





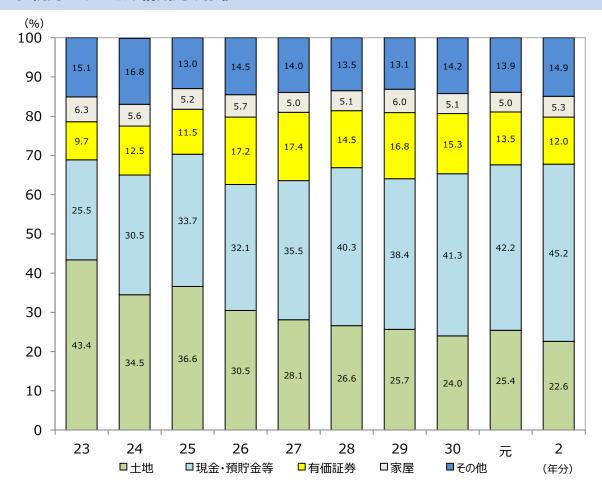
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

(単位:億円)

						(112:10013)
項目 年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成23年	123	18	27	72	43	283
24	93	15	34	82	45	270
25	112	16	35	103	40	305
26	108	20	61	114	52	355
27	145	26	90	183	72	516
28	106	20	57	160	54	397
29	125	29	82	187	64	487
30	108	23	69	186	64	450
令和元年	117	23	62	194	64	460
2	115	27	61	230	76	509

(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



【岡山県】

項		年分等	令和元	^(注1) 年分	令和	2年分	対前年比	
1	被相約	(注2) 売人数(死亡者数)	人 21,944		2	人 21,788	99.3	% 3
2	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数		外 321	人 1 , 596	外 316	1,576	外 98.4 98.	% 7
3	課税割合 (②/①)			% 7.3		% 7.2	#1 ▲0. :	
4	相続税の納税者である 相続人数		3	人 3,465		人 3,408	98.4	% 4
(5)		(注3) 課税価格	外 176	億円 1,814	外 179	^{億円} 1,793	外 101.7 98. 8	8
6		税額		億円 188		億円 174	92.0	% 6
7	1 被 人 相 当 .	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,483 1:	_{万円} 1,366	外 5,665 :	万円 5 11,377	外 103.3 100.1	% 1
8	た た り 人	税額 (⑥/②)	-	_{万円} 1,178		万円 1,104	93.	% 7

- (注) 1 令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日まで、令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 2 年 11 月 2 日、令和 2 年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 3 年 11 月 1 日となる。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移





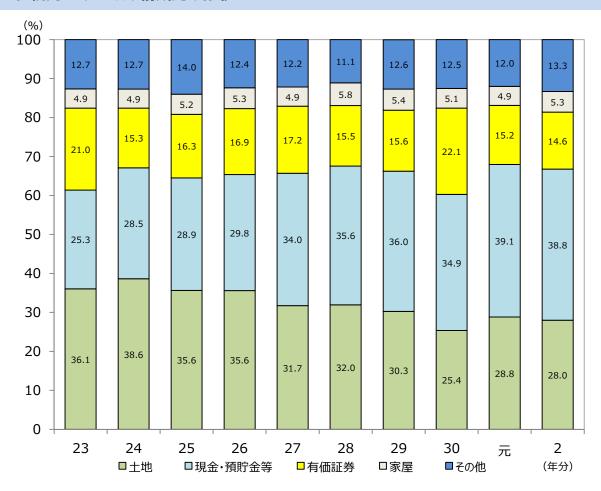
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

(単位:億円)

						(十四:1011)
年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成23年	441	60	257	310	155	1,223
24	444	56	176	327	146	1,149
25	422	61	193	342	166	1,184
26	439	66	209	368	153	1,236
27	557	86	301	598	214	1,756
28	544	99	264	606	189	1,702
29	606	109	313	720	253	2,002
30	520	104	454	716	257	2,051
令和元年	543	92	286	737	226	1,884
2	528	100	276	731	251	1,886

(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



【広島県】

項		年分等	令和元	^(注1) 年分	令和	^(注1) 2年分	対前年上	t
1	被相約	^(注2) 売人数(死亡者数)	3:	人 1 ,237	;	人 30,244	96	% 5.8
2	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数		外 607	人 2,637	外 618	2,705	外 101.8 10 2	% 2.6
3	課税割合 (②/①)			% 8.4		% 8.9		ポイント 0.5
4	相続税の納税者である 相続人数			人 5,571		人 5,690	102	% 2.1
(5)		(注3) 課税価格	外 331	^{億円} 3,215	外 337	億円 3,181	外 101.8 98	% 8.9
6		税額		億円 387		億円 330	8!	% 5.3
7	1 被 人 相 当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,453 12	_{万円} 2,192	外 5,453	万円 3 11,760	外 100.0 96	% 6.5
8	た た り 人	税額 (⑥/②)		^{万円} 1,468		万円 1,220	83	% 3.1

- (注) 1 令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日まで、令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 2 年 11 月 2 日、令和 2 年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 3 年 11 月 1 日となる。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移





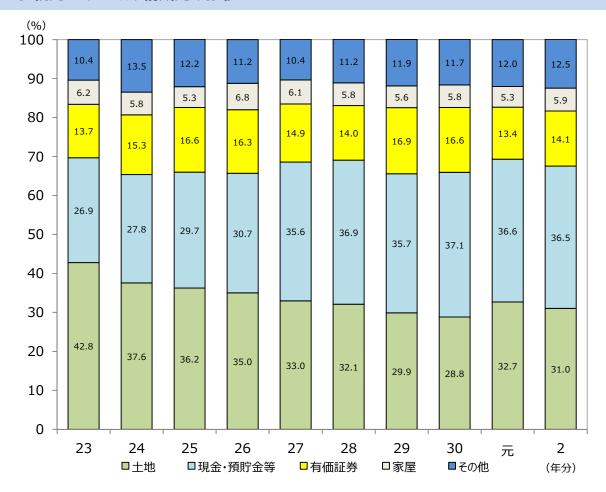
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

(単位:億円)

						(丰田・岡川)
項目 年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成23年	994	144	318	625	243	2,323
24	857	133	350	634	307	2,281
25	781	113	358	641	262	2,155
26	806	156	375	706	258	2,301
27	1,006	187	455	1,084	318	3,050
28	1,001	179	437	1,151	348	3,116
29	1,020	191	578	1,215	407	3,413
30	935	188	540	1,205	378	3,246
令和元年	1,116	181	456	1,250	412	3,415
2	1,056	201	480	1,242	423	3,402

(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移

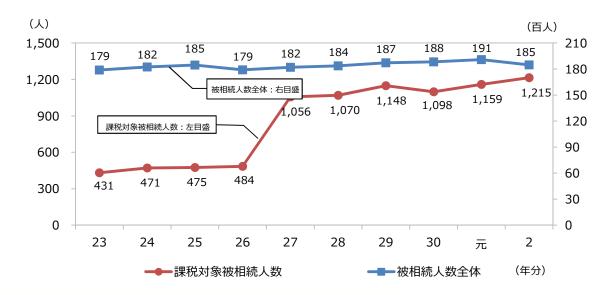


【山口県】

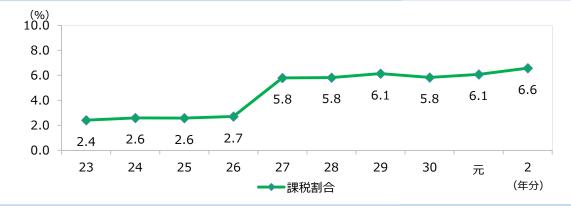
項		年分等	令和デ	^(注1) 元年分	令和	^(注1) 2年分	対前年比
1	被相約	(注2) 売人数(死亡者数)	19,081			人 18,477	% 96.8
2	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数		外 221	1,159	外 212	1,215	% 外 95.9 104.8
3	課税割合 (②/①)			% 6.1		% 6.6	ポイント 0.5
4	相続税の納税者である 相続人数			人 2,408		人 2,546	% 105.7
(5)		(注3) 課税価格	外 127	^{億円} 1,134	外 123	^{億円} 1,272	% 外 96.9 112.2
6		税額		億円 94		億円 105	% 111.7
7	1 被 人 相 当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,747	_{万円} 9,784	外 5,802	_{万円} 2 10,469	% 外 101.0 107.0
8	た た り 人	税額 (⑥/②)		万円 811		_{万円} 864	% 106.5

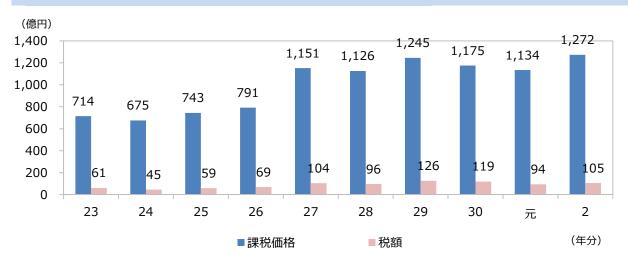
- (注) 1 令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日まで、令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 2 年 11 月 2 日、令和 2 年 12 月 31 日に亡くなられた方の申告期限は令和 3 年 11 月 1 日となる。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移





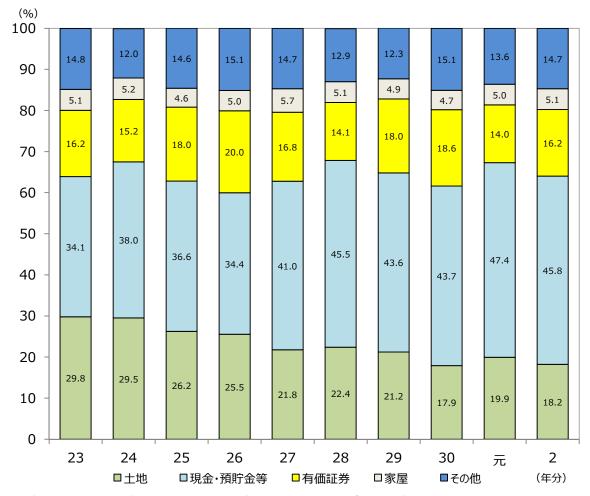
- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

(単位:億円)

項目年分	土 地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	221	38	120	254	110	743
24	208	37	107	267	84	703
25	196	35	134	273	109	747
26	206	40	161	278	122	807
27	255	66	197	480	173	1,171
28	259	58	163	526	149	1,157
29	271	63	231	559	158	1,282
30	217	57	225	530	183	1,212
令和元年	233	59	164	554	159	1,169
2	238	66	212	598	192	1,306

(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。